

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 1 年 1 0 月 策定

平成 2 6 年 9 月（改定）

令和 8 年 7 月（改定）

米 沢 市

目 次

	頁
I 背景	3
II 目的	4
III 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	
1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応	6
2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
3 対策項目	11
IV 危機管理体制	
1 危機管理体制の確立	15
2 対策推進のための役割分担	21
V 各対策項目の考え方及び取組	
1 実施体制	25
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	35
3 まん延防止	40
4 ワクチン	46
5 医療	51
6 保健	53
7 物資	55
8 市民生活及び市民経済の安定の確保	58
資料編	
・市行動計画の対象となる感染症－感染症法上の位置づけ	64
・政府行動計画ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」P51～抜粋 特定接種の対象となる業種・職務について	65
・用語解説	75

凡 例 本行動計画では下記のとおり表しています。

- ①政府行動計画の該当部分は（国●）と表記 ※●はページ数
- ②山形県行動計画の該当部分は（県●）と表記
- ③政府行動計画ガイドラインの該当部分は（G●）と表記
- ④政府行動計画・山形県行動計画の考え方と整合性を持って作成するため、市町村行動計画作成の手引き等において、記載が必要とされている内容は必●と表記

【感染症危機を取り巻く状況】

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

【新型インフルエンザについて】

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

【新型コロナウイルス感染症対応での経験】

令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市町村の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生のおそれに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

Ⅱ 目的

米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、関係機関が共通の認識に立ち、市民の不安解消、流行の拡大による市民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定に基づき、市としての対応策を定めるものである。

国が策定する「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び県が策定する「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」と整合性を図るために、令和 6 年 7 月の政府行動計画の抜本的改正、令和 7 年 10 月の県行動計画の変更を受け、市行動計画を改定する。

【本計画の目的】

新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、市民の生活安定と健康を確保する。

【基本方針】

- 1 的確な情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 市民に対する適切な予防接種の実施
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

【これまでの主な経過】

	政府行動計画	県行動計画	市行動計画
平成17年11月	新型インフルエンザ対策政府行動計画策定		
平成17年12月		山形県新型インフルエンザ対策行動計画策定	
平成21年5月	新型インフルエンザ国内発生		
平成21年10月			米沢市新型インフルエンザ対策行動計画策定
平成24年5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)制定		
平成25年6月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定		
平成25年12月		山形県新型インフルエンザ等対策行動計画策定	
平成26年9月			米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画改定
平成29年9月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画変更		
令和2年1月	新型コロナウイルス国内発生		
令和5年10月		山形県新型インフルエンザ等対策行動計画変更	
令和6年7月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改正		
令和7年10月		山形県新型インフルエンザ等対策行動計画変更	
令和8年7月 予定			米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画改定

【本計画が対象とする「新型インフルエンザ等」とは】

特措法第2条第1項より、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもので、具体的には、以下に掲げるとおりである。

＜市行動計画の対象となる感染症（特措法第2条第1項に規定する新型インフルエンザ等）＞

新型インフルエンザ等感染症 感染症法 ^{※1} 第6条第7項に該当する感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19 ^{※2} を除く) ・再興型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法 ^{※1} 第6条第8項に該当する感染症	既知の感染症の疾病で、一類から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが、症状の程度が重篤であり、全国かつ急速なまん延のおそれがある感染症
新感染症 感染症法 ^{※1} 第6条第9項に該当する感染症	人から人へ伝染し、既知の感染症の疾病とは明らかに異なり、症状の程度が重篤で、全国かつ急速なまん延のおそれがある感染症

※なお、感染症法における位置づけについては資料編 P64 を参照。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)

2 COVID-19 は新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)を病原体とする感染症であり、咳や飛まつを介して感染する。2023年5月8日に感染症法において五類感染症となった。

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、政府行動計画・県行動計画に準じ、市行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。（国23）（県5）

1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

（1）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。（国26）（県5）

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、政府が示す指針、県の対策方針等に準じて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画・県行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。(国26)(県6)

① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄、市民に対する日頃からの啓発や自治体等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国である特性を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期

対応期については、以下の(ア)から(エ)までの時期に区分する。

- (ア) 封じ込めを念頭に対応する時期
- (イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期
- (ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- (エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少

させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等に応じて対応する時期では、国や県等と相互に連携し、市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。

感染状況等に応じて、県等と協議のうえ、柔軟に対策を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 必

県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。（国29）（県7）

（１）平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（国29）（県8）

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

政府行動計画・県行動計画では、初動対応について、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し体制整備を進めるとしており、市は、国・県の方針を踏まえ、初動体制を整備する。

③ 関係者・市民への普及啓発

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時から感染症対策について普及啓発を実施していく。

④ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ DXの推進、人材育成

連携の円滑化等を図るため、国や県と連携しながら、DXの推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。(国30)(県8)

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

国では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

市においても、国や県の方針を踏まえ、有事の際には、対策の切替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国は、科学的知見の集積による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本としている。

国及び県は、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めることとしており、当該方針の検討状況を注視しながら、国・県の方針を踏まえ、有事における対策の切替え等について市民に対し分かりやすく示すことに留意する。

③ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、国や県の方針を踏まえ、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

④ 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感

感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする^{※3}（国31）

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。（国31）（県9）

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。（国31）（県10）

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）・山形県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、及び米沢市新型インフルエンザ等対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県から国に対して、又は市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、国又は県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う^{※4}。(国32)(県10)

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。(国32)

(7) 感染危機管理下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等の強化を進め、避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。(国32)(県11)

(8) 記録の作成・保存

国、県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、米沢市新型インフルエンザ等対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。(国32)(県11)

3 対策項目

(1) 国・県・市の各行動計画における主な対策項目

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県や市町村等の地方公共機関や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下表の13項目を政府行動計画の主な対策項目としており、県行動計画においてもこれら13項目による柱建てを基本としている。(国37)(県11)

なお、市町村(保健所設置市・特別区「以外」)については、特措法第8条等や市町村行動計画作成の手引き(保健所設置市・特別区「以外」の市町村向け)に基づき、最低限盛り込むべき項目として以下表の13項目のうち7項目を定めることとされている。

本市行動計画においては、7項目に「医療」を加え、8項目を主な対策項目とする。

4 特措法第24条第4項及び第36条第2項

これらの8つの対策項目による柱建てを基本として、「Ⅴ 各対策項目の考え方及び取組」において、各項目の具体的な対応策を示す。

政府、県、保健所設置市、特別区が定める13項目	保健所設置市・特別区以外の市町村	
	【最低限7項目】 ※	【米沢市】 8項目
①実施体制	●	●
②情報収集・分析		
③サーベイランス		
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	●	●
⑤水際対策		
⑥まん延防止	●	●
⑦ワクチン	●	●
⑧医療		●
⑨治療薬・治療法		
⑩検査		
⑪保健	●	●
⑫物資	●	●
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	●	●

※特措法第8条・市町村行動計画作成の手引きより

(2) 各対策項目の基本理念と目標

それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理、県政・市政の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、国・県の方針を踏まえ、米沢市新型インフルエンザ等対策委員会や米沢市新型インフルエンザ等対策本部を中心に、状況に応じた的確な判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(国37)(県11)

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で国等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、市町村、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組を進める。(国38)(県12)

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、国や県に準じて実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

(国39)(県13)

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。(国40)(県13)

接種実施主体である市は、医師会等の関係団体や医療機関、事業者等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命

及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市は、国や県が行う医療体制の整備に協力し、有事の際は、県等と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民に周知を行う。

⑥ 保健

市は、平時から県や関係団体等と連携し、有事の際に連携体制がとれるよう準備し、有事の際は、市民からの相談に対応し、必要に応じ、速やかに医療機関等の受診につながるようにする。また、県からの要請を受け、県が実施する健康観察等に協力する。

⑦ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

市は、有事に備え、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

⑧ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、市民等に対し、必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。(国43)(県15)

IV 危機管理体制	
1 危機管理体制の確立	

感染症危機が発生した場合に市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、全庁的な危機管理として取り組む必要がある。

（１）米沢市新型インフルエンザ等対策委員会

本市では、平時から新型インフルエンザ等対策委員会（以下「市対策委員会」という。）を常設の委員会として設置する。市対策委員会は政府対策本部や県対策本部が設置された場合等必要があると認められた時に開催し、米沢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置の検討及び市長への設置要請を行う。

名 称	米沢市新型インフルエンザ等対策委員会
委 員 長	副市長
副委員長	市民環境部長及び健康福祉部長
委 員	会計管理者、米沢市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例(昭和 57 年米沢市条例第 1 号)第 2 条に規定する部の長(市民環境部長及び健康福祉部長を除く)、教育委員会教育管理部長及び教育指導部長、上下水道部長、市立病院事務局長、議会事務局長
事 務 局	市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課
オブザーバー	必要時、関係各課等の長の出席を求める。
設置基準	常時設置 ※政府対策本部や県対策本部が設置された場合等必要があると認められた時に開催。 ※年1回以上全庁的な共通認識を持つために開催。
廃止基準	－
所掌事務	・新型インフルエンザ等の発生状況等に関する政府対策本部や県対策本部及び各省庁からの指示事項などの情報の収集及び共有に関すること。 ・国内で発生した場合や感染状況等により、市対策本部の設置の検討及び市長への設置要請に関すること。 ・市対策本部設置後における、市対策本部会議での協議事項の調整に関すること。 ・外部関係団体との調整についての検討に関すること。 ・その他、委員会の運営に関すること。
関連法規	米沢市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

（２）米沢市新型インフルエンザ等対策本部

米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例、米沢市新型インフルエンザ等対策本部運営規程により、市対策委員会から市対策本部の設置について市長に要請がなされたときやそれ以外の場合に市長が特に必要と認めるときに市対策本部を設置する。

なお、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市対策本部は特措法に基づく法定設置となる^{※5}。

市対策本部は、本市区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

名 称	米沢市新型インフルエンザ等対策本部	
	任意設置(特措法に基づかない体制)	法定設置(特措法に基づく体制)
本 部 長	市長	
副本部長	副市長	
本 部 員	会計管理者、米沢市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例(昭和 57 年米沢市条例第 1 号)第 2 条に規定する部の長、教育委員会教育長、教育委員会教育管理部長及び教育指導部長、上下水道部長、市立病院事務局長、議会事務局長、米沢消防署長	
事 務 局	市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課	
オブザーバー	関係者(医師会等)に対し会議への出席や意見を求めることができる。	
設置基準	・市長が必要と認める場合 ①市対策委員会から市対策本部の設置について市長に要請がなされたとき (国内で発生した場合や感染状況等を踏まえ、市対策委員会で設置が必要と判断され市長にその要請がなされたとき) ②前項の規定以外の場合に市長が特に必要と認める場合 (特措法第 32 条第 5 項による緊急事態解除宣言がされ市対策本部の法定設置が廃止された後も任意設置として市対策本部の継続が必要と判断される場合)	・特措法第 32 条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、同法第 34 条に基づき、直ちに設置する。
廃止基準	①政府対策本部・県対策本部が廃止された場合 ②前項の規定以外の場合で、本市における影響が縮小し、市対策委員会での対応に移行すると市長が判断した場合	・特措法第 32 条第 5 項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がされたとき、同法第 37 条において準用する同法第 25 条に基づき、遅滞なく廃止する。
関連法規	・米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例 ・米沢市新型インフルエンザ等対策本部運営規程	・特措法 ・米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例 ・米沢市新型インフルエンザ等対策本部運営規程
所掌事務	・新型インフルエンザ等の被害の軽減を図るための対策(以下「被害軽減対策」という。)の決定及び実施に関すること。 ・被害軽減対策に関する情報の収集及び分析に関すること。 ・被害軽減対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他市対策本部の運営に関すること。	

(3) 関係機関との連携

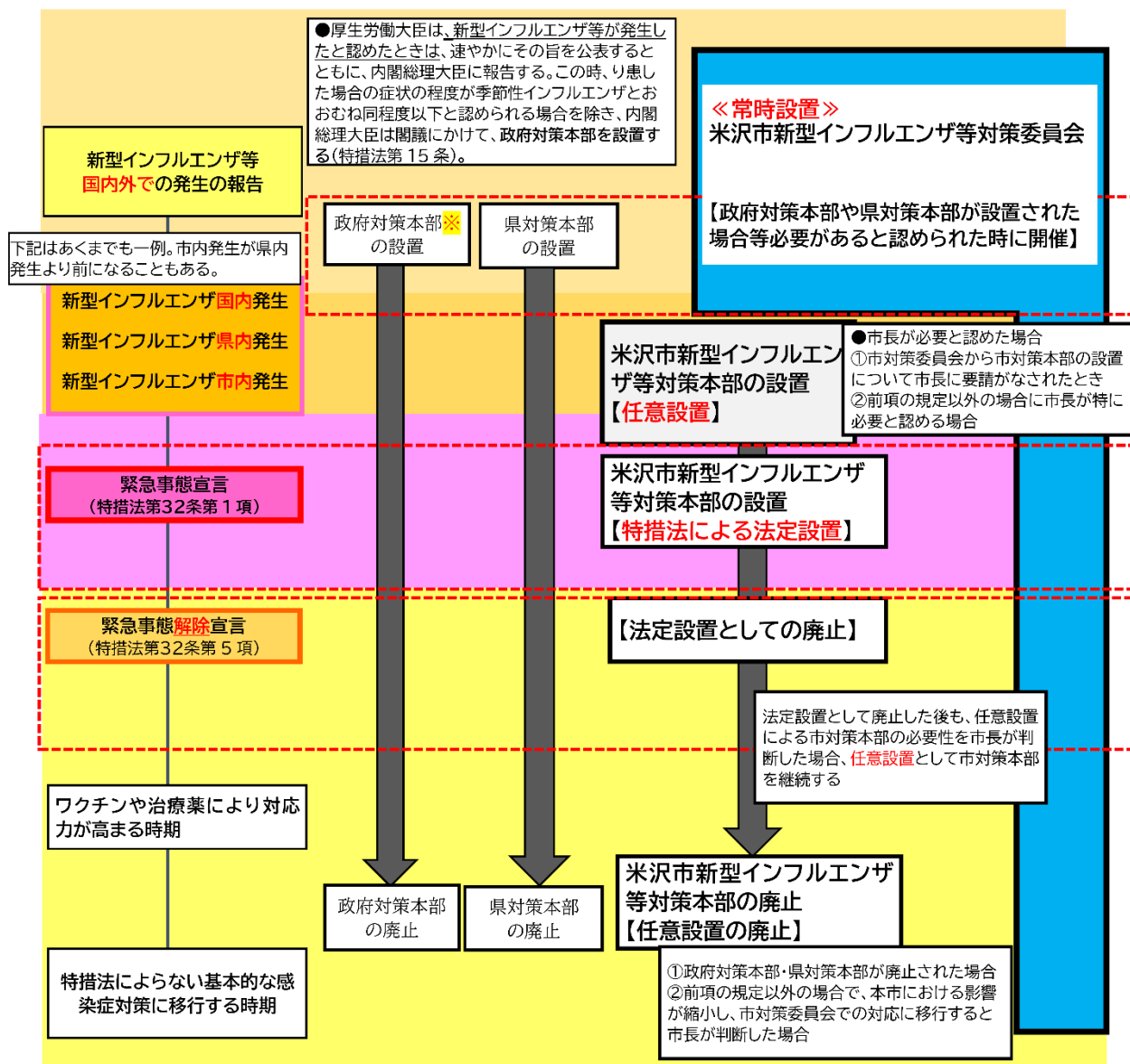
・米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会、市内医療機関、米沢消防署等の関係機関と連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

(健康福祉部健康課)

・関係課は必要に応じ関係団体と連携し、対策の推進を図る。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

危機管理体制の全体図



※政府対策本部設置状況

年度	新型インフルエンザ等	対策本部名称
H21	新型インフルエンザ (A/H1N1)	新型インフルエンザ対策本部
(H24 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定)		
R2	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症対策本部

(4) 業務継続計画 (BCP) ※6 に基づく対応

新型インフルエンザ等の発生及び流行に伴い、社会機能が大幅に低下することが予想される。

想定される業務の混乱に対し、市民生活に必要不可欠な行政サービスの継続提供と危機管理対応業務を推進する必要から、実施業務及び指揮命令系統の優先順位等を定

6 業務継続計画 (BCP) 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

め、必要最小限度の執行体制（非常時業務体制）と社会機能の大幅な低下を前提として、物資の製造元、販売元及びこれらをつなぐ流通体制についても、確実な業務を継続するための要素として、既存の供給体制を補完する方法等の検証が必要になる。

また、市は全庁を挙げて市民の生活を守るとともに、市役所機能の維持を確保するために、組織の枠組みを超えた対応が求められる。

新型インフルエンザ等発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成する。

なお、業務継続計画は、対象となる新型インフルエンザ等の感染状況、市対策本部の設置時期に応じて、従前の職員配置及び継続業務を見直すことにより、本市における危機管理体制を維持するものとする。

（総務部総務課）

（５）新型インフルエンザ等対策事務分掌（本市各部業務内容）

※関係課については、対策の中心となる部署を記載。

業務内容はあくまでも目安として必要な業務を柔軟に判断し対応する。

部	課	業務内容
各課共通		・業務継続計画に基づく対応。 ・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。
総務部	総務課	・業務継続計画に関すること。 ・各職場での業務の支障に備える応援体制に関すること。 ・職員等の健康・感染予防に関すること。 ・職員等の状況把握及び職員の出勤自粛に関すること。 ・職員用の防護物品の準備・管理に関すること（財政課管財担当と連携）。
	財政課	・応急措置関係予算等、財源確保等に関すること。 ・本庁内の衛生対策に関すること。 ・職員用の防護物品の準備・管理に関すること（総務課と連携）。
	契約検査課	・感染予防対策物品等の調達等に係る連絡調整に関すること。 ・契約等に係る連絡調整に関すること。
企画調整部	地域振興課	・公共交通機関への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・公共交通機関への影響の把握、対応に関すること。 ・市内三大学（山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学）への情報提供や影響の把握、対応等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。
	コミュニティ推進課	・所管各施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・所管各施設への影響の把握、対応に関すること。
	秘書広報課	・本部長等の秘書に関すること。 ・広報及び啓発に関すること。 ・記録資料の収集に関すること。 ・市民からの問い合わせ（要望、陳情、行政相談）に関すること。
	魅力推進課	・新型インフルエンザ等の広報及び啓発に関すること。 ・報道機関等関係機関との連絡調整に関すること。 ・外国人に対する情報提供及び相談に関すること。

市民環境部	市民課	・埋火葬許可に関すること。
	環境課	・衛生環境の整備に関すること。
	生活安全課	・斎場の円滑な稼働に関すること。 ・消費生活の相談等に関すること(消費者トラブルの注意喚起や相談対応)。
	防災危機管理課	・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること。 ・健康課と連携し、市対策委員会及び市対策本部の運営に関すること。 ・配置体制、本部命令の伝達に関すること。 ・感染症対策物資や生活関連物資等の災害対策基本法規定による物資及び資材の供給に関すること ・消防機関との連絡調整・連携に関すること。 ・関係部局との連絡調整に関すること。 ・人員、物資の輸送に関すること。
健康福祉部	社会福祉課	・福祉関係団体、各種福祉施設等への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。
	子育て支援課	・福祉関係団体、各種福祉施設等への影響の把握、対応に関すること。
	こども家庭課	・要配慮者(高齢者・障がい者等)や乳幼児その他特に配慮を要する者の状況把握及び支援に関すること。
	高齢福祉課	・健康課の業務応援に関すること。
	健康課	・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること。 ・防災危機管理課と連携し、市対策委員会及び市対策本部の運営に関すること。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整・連携に関すること。 ・市内医療機関等の状況把握に関すること。 ・市民に対する新型インフルエンザ等の情報提供及び相談窓口の周知に関すること。 ・市民からの問い合わせ(新型インフルエンザ等を含む健康に関する内容)への対応に関すること。 ・ワクチン接種の実施に関すること。 ・感染症対策物資等の備蓄・供給に関すること。 ・県(保健所)が実施する健康観察への協力に関すること。 ・関係部局との連絡調整に関すること。
産業部	商工課	・市内企業・関係団体の状況把握等に関すること。 ・市内企業・関係団体への情報提供に関すること。 ・市内経済への影響の把握等に関すること。
建設部	都市計画課	・公園等関係施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・公園等関係施設への影響の把握、対応に関すること。
	建築住宅課	・市営住宅入居者への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・市営住宅入居者への影響の把握、相談・対応に関すること。
観光文化スポーツ部	観光課	・観光施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・観光施設への影響の把握等に関すること。 ・本市観光業への影響の把握等に関すること。
	文化課	・所管各施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・所管各施設への影響の把握、対応に関すること。
	スポーツ課	・所管各施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・所管各施設への影響の把握、対応に関すること。
上下水道部	業務課	
	水道課	・上下水道の安定供給維持のための対策の実施に関すること。 ・関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること。
	下水道課	

市立病院	総務課	・患者に対する診療の提供に関すること。 ・医療従事者の確保、配置に関すること。
	医事課	・外来受診者の受け入れおよび入院病床の確保に関すること。 ・医療資器材の備蓄・整備に関すること。 ・他医療機関との連絡調整に関すること。
教育委員会 教育管理部	教育総務課	・関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること。 ・学校教育課の業務応援に関すること。
	社会教育課	・社会教育団体等との連絡調整に関すること。 ・所管各施設への情報提供及び連絡調整・要請等に関すること。 ・所管各施設への影響の把握、対応に関すること。
教育委員会 教育指導部	学校教育課	・小中学校や学校医等関係機関との連絡調整、情報の収集伝達に関すること。 ・小中学校への情報提供に関すること。 ・小中学校への要請・指示に関すること。 ・小中学校児童生徒及び職員の状況把握・対応に関すること。
市議会	議会事務局	・市議会議員との連絡に関すること。 ・本会議等、必要な会議の運営業務に関すること。

(1) 国の役割

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体(県や市町村)等を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。また、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。(国34)

(2-1) 県庁の役割(県18)

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

(2-2) 総合支庁の役割(県18)

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整

- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

(2-3)保健所の役割(県19)

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
- ・ 移送・搬送にかかる調整
- ・ 施設等における集団感染時の対応
- ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信

(2-4)衛生研究所(県19)

- ・ 検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信

(3)市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。(国34)

市の主な役割

- ・ 市行動計画の策定・改定
- ・ 市対策委員会の開催
- ・ 市対策本部の設置、運営
- ・ 市民に対する広報・啓発、相談窓口の案内
- ・ 市民からの問い合わせ・相談に対する対応
- ・ 市民に対するワクチン接種の体制整備・実施
- ・ 学校等への情報提供及び連絡調整・要請等
- ・ 要配慮者(高齢者、障がい者等)や乳幼児その他特に配慮を要する者に対する支援
- ・ 感染症対策物資や生活関連物資等の備蓄・供給に関すること
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 上下水道の安定供給維持のための対策の実施
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(4) 医療機関の役割 (県19)

- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 県との医療措置協定^{*7}等に基づく医療連携体制の整備
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ ワクチン接種への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(5) 警察の役割 (県19)

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

(6) 消防機関の役割 (県20)

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(7) 事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備も含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における産業医との迅速な情報共有と感染防止のための適切な措置
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

7 医療措置協定 感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定

市内の医療措置協定を締結している医療機関数

病院・有床診療所 (8年4月17日現在)	無床診療所 (8年5月1日現在)	薬局 (8年4月30日現在)	訪問看護 (7年7月10日現在)
6	24	41	2

(8) 市民の役割 (国36)

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
（換気・マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気等）
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬の備蓄

V 各対策項目の考え方及び取組	
1 実施体制	

(1) 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。(国56)(県21)

(所要の対応)

1-1. 実践的な訓練の実施

市は政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(国56)(県22) **必1**

(市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課、関係課)

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は市行動計画を作成変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(国57)(県21) **必2**

【市行動計画の作成・推進体制】

本市では当該行動計画について、庁内各部局から幅広く意見を求め、反映し、総合的な視点をもって作成・変更、計画の推進をしていくため、米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「市策定委員会」という。）を設置する。

名 称	米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会
委 員 長	副市長
構 成 員	米沢市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例(昭和 57 年米沢市条例第 1 号)第 2 条に規定する部の長、会計管理者、上下水道部長、市立病院事務局長、教育委員会教育管理部長及び教育指導部長、議会事務局長
事 務 局	市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課
庶 務	健康福祉部健康課において処理する
根拠法令	米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱
所掌事務	・市行動計画の策定及び改定(変更)に関すること ・その他市行動計画に関し必要と認められること
会 議	・委員長は必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

- ② 市は、主に市策定委員会において、本市危機管理体制における市対策委員会及び市対策本部に係る事項を整理、検討し、必要な事項を条例及び要綱で定める。(県21)
(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕)

※市対策委員会・市対策本部体制についてはP15危機管理体制を参照。

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(国57)(県21) **必3**
(総務部総務課)

- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。(国58) **必4**
国・県等が主催する研修等を積極的に活用し、人材の育成に努める。(県22)
(健康福祉部健康課及び市民環境部防災危機管理課)

1-3. 国及び県等との連携の強化

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。
(国58)(県22) **必5**
(健康福祉部健康課及び市民環境部防災危機管理課、関係課)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関との間で、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(国58)(県22) **必6**
(健康福祉部健康課及び市民環境部防災危機管理課、関係課)

(2) 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じ、市対策委員会(P15危機管理体制参照)を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。(国61)(県22)

(所要の対応)

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、市対策委員会を開催し、必要に応じ、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(国62)(県22) **必7**
(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕)

- ② 市は、必要に応じて、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(国62)(県22)必8

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、関係課)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する※8ことを検討し、所要の準備を行う。(国63)(県23)必9

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部財政課、関係課)

(3) 対応期

(目的)

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。(国64)(県23)

(所要の対応)

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。(国64)必10

3-1-1. 対策の実施体制（P15危機管理体制も参照）

- ① 市は、市対策委員会において、国・県対策本部及び各省庁からの指示事項等、各部からの情報を共有・整理し、感染状況等を踏まえ、市対策本部の設置を検討する。市対策本部の設置が必要と判断される場合は、市長に市対策本部設置を要請する。【任意設置】

- ② 市対策本部は、上記①の場合（市対策委員会から市対策本部の設置について市長に要請がなされたとき）のほか、市長が特に必要と認める場合に設置される。【任意設置】

8 地方債の発行 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

- ③ 市対策本部では、的確な情報収集を実施し、市民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

3-1-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(国66)(県24)必11

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕)

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(国67)(県24)必12

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕)

3-1-3. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援^{※9}を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等により、対策に要する財源を確保する。(国67)(県24)必13

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部財政課、関係課)

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。(国69)

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部について特措法に基づく法定設置とする^{※10}。また、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(国69)(県25)必14【法定設置】

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

9 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項。

10 特措法第34条第1項

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の法定設置の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく、市対策本部の法定設置を廃止する^{※11}。(国70) 必15

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

3-3-2. 市対策本部の任意設置の廃止

市は、米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例、米沢市新型インフルエンザ等対策本部運営規程により、政府対策本部・県対策本部が廃止された場合、市対策本部について任意設置を廃止する。

また、政府対策本部・県対策本部が廃止される前であっても、本市における影響が縮小し、対策委員会での対応に移行すると市長が判断した場合に廃止する。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

【参考】

・ 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する^{※12}。

・ 県対策本部の廃止

県は政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する^{※13}。

11 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。＝法定設置の廃止。

※特措法第26条及び37条より、市町村対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされており、法定の体制とは別に市の条例や条例に基づく要綱等で定めた事項による任意の対策本部を運用することも可能。

12 特措法第21条第1項及び第2項

13 特措法第25条

＜本市各部実施体制＞

※関係課については、対策の中心となる部署を記載。

業務内容はあくまでも目安として必要な業務を柔軟に判断し対応する。

部	課	業務内容(分掌事務)		
		準備期	初動期	対応期
各課共通		・各課の業務継続計画について検討する。	・業務継続を検討する。 ・関係機関の動向を把握する(情報収集・情報提供) ・所管各施設の業務継続を検討する。 ・必要に応じて、所管各施設へ情報提供をする。 ・各課窓口で相談対応を行う。	・業務継続計画に基づく対応。 ・関係機関の動向を把握する。(情報収集・情報提供) ・所管各施設の業務継続を検討する。 ・必要に応じて所管各施設へ情報提供及び連絡調整・要請等とともに影響の把握、対応を行う。 ・各課窓口で相談対応を行う。
総務部	総務課	・各課の業務継続計画を取りまとめ、米沢市業務継続計画を作成する。	・各課共通用務の実施 ・対象となる新型インフルエンザ等感染状況、市対策本部の設置時期に応じて、各所属の業務継続計画を取りまとめ、職員配置の調整及び計画を策定する。 ・職員用感染防護具(マスク・消毒液等)の調達等の必要性について検討する。	・各課共通用務の実施 ・業務継続計画に基づき職員の服務について調整する。 ・業務継続計画に基づき職員の配置を調整する。 ・必要に応じて、職員用感染防護具(マスク・消毒液等)を配布する。 ・必要に応じて全所属に職員のマスク着用を指示する。
	財政課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・感染防護資機材等調達費用を調整する。 ・来庁者用感染防護資機材を調達する。 ・国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。	・各課共通用務の実施 ・国からの財政支援を有効に活用するとともに必要に応じ、地方債の発行等により対策に要する財源を確保することを検討する。 ・来庁者用感染防護資機材を調達する。 ・本庁内の衛生対策(手指消毒液や窓口パーテーション等の設置等)
	税務課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施
	納税課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。
	契約検査課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・感染予防対策物品の調達等に係る連絡調整に関すること。 ・契約等に係る連絡調整等を行う。
企画調整部	政策企画課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。
	地域振興課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・公共交通機関(市民バス)の状況把握と情報提供を行う。 ・市内三大学(山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学)の状況把握と情報提供を行う。	・各課共通用務の実施 ・公共交通機関(市民バス)への情報提供及び連絡調整・要請等を行う。 ・公共交通機関への影響の把握、対応に関すること。 ・市内三大学への情報提供や影響の把握、対応等に関すること。 ・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。

	コミュニティ推進課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・各コミュニティセンター等の業務継続を検討する。 ・各コミュニティセンター等の感染防護資機材を調達する。 ・地区への配布回覧継続について地区委員の動向を把握する。	・各課共通用務の実施 ・各コミュニティセンター等への情報提供及び連絡調整・要請等を行う。 ・各コミュニティセンター等への影響の把握、対応に関すること。 ・地区の配布回覧継続について地区委員の動向を把握する。
	秘書広報課	・各課共通用務の実施 ・平時からの感染症対策に関する広報及び啓発に関すること	・各課共通用務の実施 ・本部長等の秘書に関すること。 ・市対策本部設置等に関する記者発表を準備する。 ・新型インフルエンザ等対策に関する広報及び啓発 ・市民からの問い合わせ(要望、陳情、行政相談)に関する対応を行う。	・各課共通用務の実施 ・本部長等の秘書に関すること。 ・市民へ情報提供する。(広報よねざわ号外等) ・市民からの問い合わせ(要望、陳情、行政相談)に関する対応を行う。 ・記録資料の収集に関する業務を行う。
	魅力推進課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・外国人に対する情報提供や状況把握を行う。	・各課共通用務の実施 ・市対策本部設置等に関し、報道機関へ情報提供する。(窓口機能) ・市民へ情報提供する。(米沢市ホームページ、市公式 SNS) ・(株)ニューメディアとの災害時相互応援協定により、ラジオ、テレビによる情報提供を行う。 ・外国人に対する情報提供及び相談、支援を行う。
市民環境部	市民課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・埋火葬許可に関すること。
	保険年金課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・新型インフルエンザ等発生時における他課等の業務応援に関すること。
	環境課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・ゴミ収集に関する業務継続計画策定を検討する。 ・衛生環境について状況を把握する。	・各課共通用務の実施 ・ゴミ収集に関する業務継続計画策定を検討する。 ・必要に応じて、衛生環境の整備を行う。
	生活安全課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・米沢市斎場の業務継続について検討し、円滑な稼働の継続について関係機関との調整・協議を行う。	・各課共通用務の実施 ・米沢市斎場の業務継続について検討し、円滑な稼働の継続について関係機関との調整・協議を行う。 ・消費生活の相談に関すること(消費者トラブルの注意喚起や相談対応)
	防災危機管理課	・市策定委員会を開催し市行動計画の作成や改定を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の関係機関との間で情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。 ・政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	・各課共通用務の実施 ・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達。 ・健康課と連携し、市対策委員会の開催・運営を行う。 ・感染症対策物資等、災害対策基本法規定による物資及び資材について状況把握を行う。 ・消防機関と情報共有を行う。 ・関係部局との連絡調整を行う。	・各課共通用務の実施 ・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達。 ・健康課と連携し、市対策委員会及び市対策本部の設置運営を行う。 ・配置体制、本部命令の伝達。 ・感染症対策物資等、災害対策基本法規定による物資及び資材の供給に関すること。 ・消防機関との連絡調整・連携。 ・関係部局との連絡調整を行う。

健康福祉部	社会福祉課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・所管する業務で把握する要配慮者（障がい者等）、その他の特に配慮を要する者に対して、情報提供を適切に行うとともに、状況の把握を行う。 ・感染防護資機材の提供が特に必要な世帯について状況把握を行う。	・各課共通用務の実施 ・所管する業務で把握する要配慮者（障がい者等）、その他の特に配慮を要する者に対して状況確認、支援を行う。 ・感染防護資機材の提供が特に必要な世帯について状況把握を行い、対応する。
	子育て支援課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育を行う施設（以下「保育施設」という。）の業務継続を検討する。（保育施設利用者及び市職員の社会機能維持業務従事者の子の保護を検討） ・保育施設利用者の感染防護資機材を調達する。 ・保育施設、園医との情報共有及び連絡調整を図る。 ・保護者、保育施設へ情報提供及び協力を要請する。 ・市内私立幼稚園への情報収集、提供を行う。	・各課共通用務の実施 ・園児の健康状態を把握する。 ・保育施設利用者の健康管理を支援する。 ・保育施設、園医との情報共有及び連絡調整を図る。 ・保護者、保育施設への情報提供及び協力を要請する。 ・県より休業要請があった場合、または市の判断（当該施設で感染者が多数発生した場合）により保育施設を休止する。 （保育施設利用者及び市職員の社会機能維持業務従事者の子を保護する） ・保育施設を休止する場合、保護者へ保育施設休止を通知する。 ・所管する保育施設へ感染防護資機材を配布する。 ・市内私立幼稚園への情報収集、提供を行う。
	こども家庭課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・妊産婦、乳幼児、母子世帯やその他の特に配慮を要する者に対して、情報提供を適切に行うとともに、状況の把握を行う。	各課共通用務の実施 ・妊産婦、乳幼児、母子世帯やその他の特に配慮を要する者に対して、情報提供を適切に行うとともに、状況の把握を行い、支援を行う。
	高齢福祉課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・所管する業務で把握する要配慮者（高齢者、その他の特に配慮を要する者）に対して、情報提供を適切に行うとともに、状況の把握を行う。 ・市内の介護保険指定事業者の動向を把握する。（情報収集・情報提供）	・各課共通用務の実施 ・所管する業務で把握する要配慮者（高齢者で特に支援が必要な者等）に対して状況確認、支援を行う。 ・市内の介護保険指定事業者の動向を把握する。（情報収集・情報提供） ・必要に応じて、介護保険指定事業者等に情報提供及び実施体制について協議を行う等支援する。
	健康課	・市策定委員会を開催し市行動計画の作成や改定を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の関係機関との間で情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。 ・マスクや消毒液等の感染対策物資等の備蓄・管理を行う。 ・政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ	・各課共通用務の実施 ・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達。 ・防災危機管理課と連携し、市対策委員会の開催・運営を行う。 ・市民からの問い合わせ（新型インフルエンザ等を含む健康に関する内容）への対応。 ・特定接種及び住民へのワクチン接種の体制を整備する。 ・感染症対策物資等の備蓄状況を確認し、供給計画を検討する。	・各課共通用務の実施 ・国、県、関係機関との連絡調整、情報の収集伝達 ・防災危機管理課と連携し、市対策委員会及び市対策本部の設置運営を行う。 ・医師会等との連絡調整・連携、市内医療機関の状況把握を行う。 ・市民からの問い合わせ（新型インフルエンザ等を含む健康に関する内容）への継続。 ・特定接種及び住民へのワクチン接種を実施する。 ・感染症対策物資等の供給につい

		等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。		て検討し、対応する。 ・関係部局との連絡調整を行う。
産業部	商工課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・市内の事業所・関係団体等の動向を把握する。(情報収集・情報提供) ・市内経済への影響の把握に向けて情報収集を行う。	・各課共通用務の実施 ・市内の事業所・関係団体等の動向を把握し、必要に応じて連携し対応する。 ・市内経済への影響を把握し、必要時対応を検討する。
	農業振興課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。	・各課共通用務の実施 ・国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。
	森林農村整備課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。	・各課共通用務の実施 ・国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。
建設部	土木課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施
	都市計画課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・公園等関係施設への情報提供・影響の把握を行う。	・各課共通用務の実施 ・公園等関係施設への情報提供・影響の把握を行い、必要時対応する。
	建築住宅課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・市営住宅入居者への情報提供・影響の把握を行い、必要時相談・対応する。	・各課共通用務の実施 ・市営住宅入居者への情報提供・影響の把握を行い、必要時相談・対応する。
観光文化スポーツ部	観光課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・市内の観光施設の動向を把握する。(情報収集・情報提供)	・各課共通用務の実施 ・市内の観光施設の動向を把握する。(情報収集・情報提供) ・本市観光業への影響の把握を行う。
	文化課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・文化芸術施設の業務継続を検討する。	・各課共通用務の実施。 ・文化芸術施設との連絡調整を図る。 ・文化芸術施設の一時休止について検討し、休止する場合は周知等対応にあたる。
	スポーツ課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・体育施設等の業務継続を検討する。 ・流行状況の把握に努め、利用者に体育施設等の一時休止等の対応策をとる場合があることについて事前に周知する。	・各課共通用務の実施 ・体育施設等との連絡調整を図る。 ・体育施設等の一時休止について検討し、休止する場合は周知等対応にあたる。
会計管理者	会計課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施
上下水道部	業務課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・上下水道の安定供給維持のため要員を確保し、業務継続を検討する。 ・委託事業者等との連携体制を確認する。 ・浄水施設における物資を確保する。	・各課共通用務の実施 ・上下水道の安定供給維持のため要員を確認し、業務を継続する。 ・委託事業者等と連絡調整を図る。 ・浄水施設における物資を確保する。
	水道課			
	下水道課			

市立病院		・各課共通用務の実施 ・県との医療措置協定の締結 ・医療措置協定に基づく個人防護具の備蓄	・各課共通用務の実施 ・医療機関機能維持のため要員を確保する。 ・病院内で使用する感染防護資機材を調達する。 ・医療措置協定に基づく医療の提供の準備を行う。	・各課共通用務の実施 ・医療機関機能維持のため要員を確認する。 ・感染防護資機材を調達する。 ・外来患者の受け入れ、入院病床の確保を維持する。 ・他医療機関との連絡調整を行う。 ・医療措置協定に基づく医療の提供を行う。
教育委員会 教育管理部	教育総務課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・学校・教育施設関係の情報を収集する。 ・教育委員への情報提供を行う。	・各課共通用務の実施 ・学校・教育施設関係と連絡調整を図る。 ・教育委員への情報提供を行う。
	社会教育課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・社会教育施設等の業務継続を検討する。 ・流行状況の把握に努め、利用者に社会教育施設等の一時休止等の対応策を事前にとる場合があることについて事前に周知する。	・各課共通用務の実施 ・社会教育施設等連絡調整を図る。 ・社会教育施設等の一時休止について検討し、休止する場合は周知等対応にあたる。
教育委員会 教育指導部	学校教育課	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・発生地域の教職員動向について情報収集する。 ・児童・生徒・教職員の健康状態を把握する。 ・県教育委員会より情報を把握する。 ・休校措置に関して情報収集する。 ・行事の縮小に関して情報収集する。 ・小中学校、学校医との連絡調整を図る。	・各課共通用務の実施 ・県の要請、または市の判断により、学級閉鎖及び休校措置を実施する。 ・発生地域の教職員動向について情報収集する。 ・児童、生徒、教職員の健康状態を把握する。 ・県教育委員会と連絡調整を図る。 ・小中学校、学校医との連絡調整を図る。
市議会	議会事務局	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・市議会議員への情報提供及び状況確認に努める。	・各課共通用務の実施 ・市議会議員と連絡調整を図る。
選挙管理委員会	事務局	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・選挙管理委員への情報提供及び状況確認に努める。	・各課共通用務の実施 ・選挙管理委員と連絡調整を図る。
監査委員	事務局	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・監査委員への情報提供及び状況確認に努める。	・各課共通用務の実施 ・監査委員と連絡調整を図る。
農業委員会	事務局	・各課共通用務の実施	・各課共通用務の実施 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員への情報提供及び状況確認に努める。	- 各課共通用務の実施 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員と連絡調整を図る。

(1) 準備期

(目的)

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、地方公共団体(市・県)、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、国は、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーション^{※14}の在り方を整理し、体制整備や取組を進めることとしている。

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー^{※15}を高めるとともに、国や県、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。(国85)

(所要の対応)

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

- ① 地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、市民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。

また、市民への情報提供・共有方法や、相談窓口についての周知、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

(健康福祉部健康課)

14 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

15 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

- ② 市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

(健康福祉部健康課・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、企画調整部魅力推進課、教育指導部学校教育課、関係課)

- ③ 市は、平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

(健康福祉部健康課、企画調整部秘書広報課・魅力推進課、市立病院、関係課)

- ④ 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(健康福祉部健康課・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、企画調整部魅力推進課、教育指導部学校教育課、市立病院、関係課)

- ⑤ 市は、県から提供される「山形県感染症発生情報^{※16}」により、地域での感染症発生状況を確認し、市民等に対し情報提供を行う。

(健康福祉部健康課、企画調整部魅力推進課、関係課)

1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

(総務部総務課)

1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を設置する準備を進める。

(国87) 必1

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課)

16 山形県感染症発生情報 感染症発生動向調査によりインフルエンザをはじめとする各種感染症の発生動向(定点報告)等の情報

(2) 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき国等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。(国88)(県33)

(所要の対応)

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報提供・共有について

- ① 市においては、国や県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(G22)

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、健康福祉部社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、企画調整部魅力推進課、教育指導部学校教育課、関係課)

- ② 市は、県からの要請を受けて、市民への情報提供に努める。特に将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法について周知を行う。(県34) 必2

(健康福祉部健康課、企画調整部魅力推進課、関係課)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を設置する。(国89)(県34) 必3

(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、企画調整部魅力推進課、関係課)

(3) 対応期

(目的)

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。(国91)(県35)

(所要の対応)

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報提供・共有について

- ① 市においては、国や県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(G22)

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、健康福祉部社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、企画調整部魅力推進課、教育指導部学校教育課、関係課)

- ② 市は、県からの要請に基づき、市民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰

国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。(県36) 必4

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部地域振興課・魅力推進課、市立病院、関係課)

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を継続する。(国92) 必5

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

(市策定委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、企画調整部魅力推進課、関係課)

(1) 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に備えてあらかじめ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。(国105)(県39)

(所要の対応)

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(国105)(県39) **必1** (健康福祉部健康課、関係課)

- ② 新型インフルエンザ等と季節性インフルエンザ等の発熱性疾患は区別が付きにくいことや、高齢者や基礎疾患のある者は重症化のリスクが高くなることを踏まえ、市は、平時から予防接種が重要である旨周知する。(県39) **必2**

(健康福祉部健康課、関係課)

- ③ 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。(国201)(県39) **必3**

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課)

1-2. 市内小・中学校に係る対応

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から感染症対策について理解促進を図る。県内における季節性インフルエンザやその他集団感染の情報提供を行い、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策について周知する。

(教育指導部学校教育課)

- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合、発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行う。

(教育指導部学校教育課)

1-3. 各種福祉施設※¹⁷に係る対応

新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から感染症対策について理解促進を図る。県内における季節性インフルエンザやその他集団感染の情報提供を行い、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策について周知する。

(健康福祉部健康課・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課・関係課)

1-4. 本市の公共施設※¹⁸に係る対応

新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から感染症対策について理解促進を図る。県内における季節性インフルエンザやその他集団感染の情報を把握し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策について利用者に協力を呼びかける。(関係課)

1-5. 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

① 市は、国や県からの要請を受けて、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討する。(国202)(県41)必⁴
(健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課・健康課、市民環境部防災危機管理課)

② 市は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護保険指定事業者等と連携を図る。(国202)(県41)必⁵
(健康福祉部高齢福祉課、関係課)

③ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から感染症対策について理解促進を図るため、県内における季節性インフルエンザやその他集団感染の情報提供や、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策、予防接種について、分かりやすく周知していく。
(健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課・健康課、関係課)

17 福祉施設の例

- 老人福祉法：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
- 児童福祉施設：保育所（公立保育所等）、地域子育て支援センター等
- 障がい者支援施設：障害福祉サービス事業所等（就労継続支援、自立訓練など）

18 本市の公共施設

地方自治法に基づき設置・管理される施設。市役所、コミュニティセンター、図書館、体育館、プール、運動場、公営住宅、公園、児童館、斎場等

(2) 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。(国107)(県42)

(所要の対応)

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(国107)(県83) **必6**

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、関係課)

- ② 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行う。また、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と、体調に変化はないか体温測定等体調確認を行うよう周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(県42) **必7**

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課、関係課)

2-2. 市内小・中学校に係る対応

- ① 市は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行う。また、体温測定等の体調確認、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防を徹底するよう注意喚起を行う。(県42)

(教育指導部学校教育課)

- ② 児童・生徒・教職員の健康状態を把握し、学校医との連携を強化する。

(教育指導部学校教育課)

- ③ 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備を行う。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(県42)

(教育指導部学校教育課)

2-3. 各種福祉施設に係る対応

市は県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行う。また、施設利用時における体温測定等の体調確認、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防を徹底するよう

注意喚起する。(県43)

(健康福祉部健康課・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、関係課)

2-4. 本市の公共施設に係る対応

- ① 市は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行う。また、施設利用時における利用者の体温測定等の体調確認、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防を徹底するよう注意喚起する。(県44)

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

- ② 県内での発生時において、施設の使用制限の要請がなされる場合があること等を周知する。(県44)

(関係課)

2-5. 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

市は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、県内における季節性インフルエンザの流行状況について、対象者に理解してもらえるよう配慮した上で情報提供を行う。また、体温測定等の体調確認、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(県44) 必8

(健康福祉部関係課⇒対象者)

(3) 対応期

(目的)

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、国や県の方針を踏まえ、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や市民経済活動への影響も十分考慮する。(国108)(県44)

(所要の対応)

3-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等の周知

- ① 患者への入院勧告・措置等や濃厚接触者への外出自粛要請等の措置については、県が国と連携し感染症法に基づき実施する。

患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等について、県が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う場合、市は市民に周知する。

また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を県が行った場合は、市は市民に対し迅速に周知する。(県45)

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

3-2. 基本的な感染対策等に係る市民への周知

- ① 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。(県45)

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

- ② 感染・発病が疑われる場合には、県が設置した相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう市民に周知する。(県45)

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

- ③ 感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、県等から十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請があった場合、市民に対し、買い出しの際は備蓄分も考慮し購入する等、食糧品や生活必需品を準備するよう周知する。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

3-3. 市内小・中学校に係る対応

- ① 県からの要請を受けて、市は、必要に応じ、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等については、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、学校医との連携のもと、適切に行う。(県45)

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、教育指導部学校教育課)

- ② 国や県の方針を踏まえ、市は、感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛を要請する。(県46)

(教育指導部学校教育課、関係課)

- ③ 県からの要請を受けて、市は、医療機関における混乱を回避するため、政府の方針も踏まえ、学校等の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(県46)

(教育指導部学校教育課、関係課)

- ④ 県からの要請を受けて、市は、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業等を行うよう協力を求める。(県45)

(教育指導部学校教育課、関係課)

3-4. 各種福祉施設に係る対応

市は、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、県と連携し、国内・県内における新型インフルエンザ等の流行状況の情報を

提供するとともに、感染対策を強化するよう注意喚起を行う。

(健康福祉部健康課・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課、関係課)

3-5. 本市の公共施設に係る対応

公共施設等においては、消毒液等感染防護物品の設置を行い、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内を行う。また、感染状況に応じ、国や県からの要請を受けて、利用を抑制する措置を行う。(県47)

(関係課)

3-6. 高齢者・障がい者世帯等に係る対応

- ① 市は、国や県からの要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。(国205)(県48) 必9

(健康福祉部関係課)

- ② 市は、国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報、国内・県内における季節性インフルエンザの流行状況について、対象者に理解してもらえるよう配慮し、情報提供を行う。また、体温測定等の体調確認、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防を徹底するよう周知する。(国205)(県48) 必10

(健康福祉部関係課⇒対象者)

- ③ 市は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、及び介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、市担当課、介護保険指定事業者等の間で指導連携の徹底を図る。

(国205)(県48) 必11

(健康福祉部関係課)

- ④ 市は、国や県からの要請を受けて、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行う。(国205)(県48) 必12

(健康福祉部関係課)

(1) 準備期

(目的)

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種ができるよう、平時から準備を進める。

(所要の対応)

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(国121)(県52) **必1**

(健康福祉部健康課)

1-1-2. 特定接種^{※19}

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員等については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。登録事業者のうち、国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(国121) **必2**

1-1-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(国122)(県52)(健康福祉部健康課)

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(国122)(県52)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、政府が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の自治体における接種も可能にするよう、取組を進める。(国122)(県52)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、平時から医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(国122)(県52) **必3**

19 特定接種 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種。(政府ガイドライン-ワクチンより)

1-2. 情報提供・共有

1-2-1. 市民への対応

市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。（G22）

（健康福祉部健康課）

1-2-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、市民への情報提供等を行う。（G22）

（健康福祉部健康課）

1-2-3. 衛生部局以外の分野との連携

市は、平時から予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び庁内関係部署等と連携する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携を進め、学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断等の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会等に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。（G23）

（健康福祉部健康課、教育指導部学校教育課）

1-3. DXの推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実施できるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（G24）（健康福祉部健康課）

② 市は、①のシステム整備と共に、予防接種事務のデジタル化が今後市内医療機関においても導入していけるよう、国や県、医師会や医療機関、国保連合会等との関係機関と連携し、準備を進める。（G24）（健康福祉部健康課）

（2）初動期

（目的）

準備期からの取組に基づき、接種体制等を活用できるよう準備する。

（所要の対応）

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

（国129）（県53）必4（健康福祉部健康課）

- ② 全市民が速やかに住民接種できるよう、具体的な接種体制の構築準備を進める。
(健康福祉部健康課)
- ③ 市は、接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、予防接種記録等を管理するシステム(健康管理システム)を用いて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(G31)
(健康福祉部健康課)
- ④ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署(健康福祉部健康課)の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。(G31)
(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課)
- ⑤ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(G31)
(健康福祉部健康課)
- ⑥ 福祉施設等に入所中など接種会場での接種が困難な者の状況を把握し、接種体制構築のために連携する。(G33)
(健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課・健康課)
- ⑦ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は米沢市医師会と連携しその確保を図る。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、国の方針を踏まえ、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会等と連携し協議を行う。
(県53)(健康福祉部健康課)
- ⑧ 医師会、医療機関等と接種実施機関の確保について協議を行う。(G32)
(健康福祉部健康課)

(3) 対応期

(目的)

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。(国130)(県53)

(所要の対応)

3-1. 接種体制の構築

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(国131)(県53)**必5**
(健康福祉部健康課、関係課)

3-2-1. 特定接種^{※19}（下記以外の特定接種についてはP. 65～74参照）

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施すると決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（国132）（県53）**必6**
（市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、関係課）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（国132）（県53）**必7**
（健康福祉部健康課、関係課）

- ② 市は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予約受付体制を構築のうえ、住民接種を開始する。（県53）
（健康福祉部健康課）

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（国132）（県53）**必8**
（健康福祉部健康課、関係課）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の所管部局や医師会、医療機関等と連携し、接種体制を確保する。（国132）（県53）**必9**
（健康福祉部健康課・高齢福祉課、関係課）

3-2-2-4. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、政府が整備するシステム基盤に合わせ、準備期から導入を進める予防接種事務デジタル化のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（国133）（県54）**必10**（健康福祉部健康課）

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国における審査会において予防接種と健康被害との因果関係につ

いて審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。(G50)

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。(G50)
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(G50)

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民に対し迅速・正確な周知・共有を行う。(国134) (県54) 必11
- ② パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(G45)

(1) 準備期**(国や県の主な動き)**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都道府県等と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。（国135）（県55）

(所要の対応)

1-1. 基本的な医療提供体制について

- ① 市は、県からの要請を受けた場合、県と連携し、地域の実状に応じた医療体制の整備に協力する。（健康福祉部健康課）
- ② 市は、有事（新型インフルエンザ等の発生時）に備え、米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会等と連携し、協議する。（健康福祉部健康課）

(2) 初動期**(国や県の主な動き)**

新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から国民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、国はJIHS（国立健康危機管理研究機構）^{※20}と協力して新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、感染症に係る情報収集・分析を行い、速やかに県や医療機関等に提供・共有を行い、県において適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。県は、提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。（国140）

(所要の対応)

2-1. 医療提供体制の確保等

- ① 市は、要請を受けた場合、県（保健所を含む）や米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会等の関係機関と連携をとりながら、医療提供体制の整備に協力する。（健康福祉部健康課）

20 JIHS（国立健康危機管理研究機構） 国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

② 市は、県等と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民に周知する。

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

2-2. 市民への周知

市は、県等が設置する有症状者等からの相談に対応する相談窓口について市民等へ周知する。

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

(3) 対応期

(国や県の主な動き)

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析を行い、県や医療機関等に速やかに提供・共有を行う。県は、提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。(国142)

(所要の対応)

3-1. 医療提供体制の整備

市は、状況に応じて、米沢市医師会、米沢市歯科医師会、米沢市薬剤師会等と協議のうえ、調整する。(健康福祉部健康課)

3-2. 市民への周知

市は、県や米沢市医師会等関係機関と連携し、地域の医療提供体制や、相談窓口及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について市民に周知する。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、企画調整部魅力推進課)

●市立病院の役割（準備期、初動期、対応期）

市立病院は、準備期から県・市と情報共有し、準備を進めると共に、県との医療措置協定に基づき、その要請に応じて地域における医療の提供体制を確保する。

(1) 準備期**(国や県の主な動き)**

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生研究所も地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や衛生研究所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。(国174)(県69)

(所要の対応)**1-1. 研修・訓練等への参加**

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等が開催する研修等を積極的に活用し、感染症対策における人材育成に努める。

(健康福祉部健康課)

(2) 初動期**(国や県の動きと目的)**

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所の健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所が有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。(国180)(県72)

(3) 対応期

(国や県の動き)

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。(国183)(県74)

(所要の対応)

3-1. 相談対応

市は、市民からの相談に対応し、必要に応じ、速やかに医療機関等の受診につながるようにする。

(健康福祉部健康課、関係課)

3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。(国186) **必1**

(健康福祉部健康課、関係課)

- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(国187)(県76) **必2**

(健康福祉部健康課、関係課)

(1) 準備期

(目的)

感染症対策物資^{※21}等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(国192)(県79)

(所要の対応)

1-1. 感染症対策物資の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する^{※22}。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる^{※23}。(国192)(県79) **必1**

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課、関係課)

- ② 置賜広域行政事務組合消防本部米沢消防署は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具^{※24}の備蓄を進める。 **必2**

(市民環境部防災危機管理課、米沢消防署)

- ③ 市立病院は、医療措置協定に基づき、個人防護具の備蓄を行う。

(市立病院)

21 感染症対策物資 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

22 特措法第10条

23 特措法第11条

24 個人防護具

政府行動計画ガイドラインにおける個人防護具とは、5物資【医療用(サージカル)マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋】をいう。

(2) 初動期

(目的)

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。(県80)

2-1. 県の役割

① 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

県は、国が整備するシステム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関（医療措置協定を締結する医療機関）の備蓄・配置状況を確認する。(県80)

② 円滑な供給に向けた準備

県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、政府や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携し、必要量の確保に努める。(県80)

2-2. 市の役割

市は、感染症対策物資や災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材等の備蓄状況を確認する。

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課)

(3) 対応期

(目的)

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。(県80)

2-1. 県の役割

① 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

県は、初動期に引き続き、政府が整備するシステム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(県80)

② 緊急物資の運送等

県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。

また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。(県80)

③ 物資の売渡しの要請等

県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実

施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。（県80）

2-2. 市の役割

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資や災害対策基本法の規定による物資及び資材等の備蓄・配置状況を随時確認し、供給体制について検討する。

（市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課）

(1) 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(所要の対応)

1-1. 情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県や関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要となる情報提供・共有体制を整備する。

(国200)(県82) **必1**

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課、関係課)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組も踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(国200)(県82) **必2** (関係課)

- ② 市は、感染拡大時を見据え、平時から所管する業務で把握する高齢者、障がい者等の要配慮者^{※25}や乳幼児その他特に配慮を必要とする者について、新型インフルエンザ等発生時における支援内容を整理し、支援体制を構築する。(県82)

(健康福祉部社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課・健康課、企画調整部魅力推進課、関係課)

25 要配慮者 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者・障がい者等が対象範囲となる。
(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁 保健に関するガイドラインP21より抜粋)

1-3. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

市は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課における感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画を策定する。

(総務部総務課) (P15 IV危機管理体制、P25 V実施体制も参照)

1-4. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、P55(物資における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる^{※26}。(国201)(県82)必3

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課)

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(国202)(県83)必4

(市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課)

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(国202)(県41)必5

(健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課・健康課、関係課)

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ① 市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を平時から行い、有事において火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(市民環境部市民課・生活安全課)

- ② 市は、県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(県83)必6

(市民環境部生活安全課)

(2) 初動期

(目的)

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済活動の安定を確保する。(国203)(県83)

(所要の対応)

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、各課に対して業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。(県83)

(市対策委員会〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、各課)

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(国204)(県84) **必7**

(市民環境部生活安全課、関係課)

(3) 対応期

(目的)

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(所要の対応)

3-1. 事業継続に向けた準備等

市は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部総務課、各課)

3-2. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。(国 205)(県 85) **必8**

(健康福祉部社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課・高齢福祉課・健康課、教育指導部学校教育課、関係課)

3-2-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(国205)(県48) **必9**

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、
健康福祉部社会福祉課・高齢福祉課、市民環境部生活安全課)

3-2-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(国205)(県85) **必10**

(教育指導部学校教育課)

3-2-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び市民経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(国206)(県85) **必11**

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(国207)(県86) **必12**

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(国207)(県86) **必13**

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課、健康福祉部健康課〕、産業部商工課、関係課)

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資や役務、又は国民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(国207)(県86) **必14**

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、関係課)

3-2-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉

を稼働させる。(国207)(県86)必15 (市民環境部生活安全課)

- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(国207)(県86)必16

(市民環境部生活安全課、関係課)

- ③ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(G4)

(市民環境部生活安全課)

3-3. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(国208)(県86)必17

(市対策本部〔事務局：市民環境部防災危機管理課及び健康福祉部健康課〕、総務部財政課、関係課)

3-3-2. 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(国208)(県87)必18

(米沢市上下水道部業務課・水道課)

資 料 編

目 次

	頁
1 市行動計画の対象となる感染症－感染症法上の位置づけ・・・・・・・・・・	64
2 政府行動計画ガイドライン「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」 P51～抜粋 特定接種の対象となる業種・職務について・・・・・・・・・・	65
3 用語解説・・・・・・・・・・	75

市行動計画の対象となる感染症－感染症法上の位置づけ

(山形県作成) 感染症法における感染症の性格と主な対応・措置

感染症法における感染症の性格と主な対応・措置

種類	性格	主な対応・措置
1類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	・原則入院 ・消毒などの対物措置 (例外的に、建物の立ち入り制限・封鎖・交通制限などの措置もあり)
2類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	・状況に応じて入院 ・就業制限 ・消毒などの対物措置
3類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒などの対物措置
4類感染症	動物、飲食物などを介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症 媒介動物の輸入規制、消毒、蚊・ネズミなどの駆除、物件にかかわる措置が必要なもの (政令で定めるもの)	・消毒などの対物措置 ・動物の輸入禁止
5類感染症	感染症の発生動向調査から、その結果に基づいて必要な情報を国民、医療従事者に情報提供・公開していくことによって発生、まん延を防止する感染症 (厚生労働省令で定めるもの)	・感染症の動向調査 ・結果の分析、情報公開 ・情報の提供

① 新型インフルエンザ等感染症	新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことからまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	・2類感染症相当の措置
② 指定感染症	既に知られている感染症の疾病(1類～3類感染症を除く)であって、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの (既知の感染症)	・健康診断、入院 ・就業制限 ・消毒などの対物措置
③ 新感染症	人から人へ伝染すると認められる疾病であって、1類～5類感染症及び指定感染症以外の感染症の疾病で、当該疾病に罹患した場合の症状が重篤であり、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えると認められるもの (未知の感染症)	・1類感染症相当の措置

※ 厚生労働省ホームページを参考に作成

①・②・③

市行動計画の対象となる感染症
特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	協定締結医療機関等において新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士）	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上、障害程度区分4（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員（介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等）と意思決定者（施設長）	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の販売、配送	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運行業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取り扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務、保線指令業務）、情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力システムの運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材、編成・番組制	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保	
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞(一般紙)の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	経済産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受渡し	
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む。）の供給	石油製品（LPガスを含む。）の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転、原料及び製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応（計画・調整）、物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省
飲食物品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をい	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			う。以下同じ。)の販売		
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造、資材調達、出荷業務	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	食料品・原材料の調達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	オートガスタン্ডにおけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検 サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる作業(創傷の手当・身体の清拭・詰め物・着衣の装着)	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の	生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省 厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			生活必需品の販売		
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分1	統括庁
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分1	統括庁
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分1	統括庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	推進会議委員	区分1	統括庁
各省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）秘書官	区分1	各省庁
各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各省庁対策本部構成員 各省庁対策幹事会構成員 各省庁対策本部事務局担当者	区分1	各省庁

諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	JIHS 職員	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分 1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分 1	—
住民への予防接種、協定指定医療機関との調整、疫学的調査、検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	国会議員 国会議員公設秘書 (政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書)	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊	区分 1 区分 2	消防庁

	救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る）		
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各省庁職員	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村立の医療施設職員	区分3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分3	—
航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分3	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分3	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	—

【用語解説】

※アイウエオ順

○ 医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。

今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立中央病院)

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。(県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、(独) 日本海総合病院)

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬

品)、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の 2 つの種類がある。

○ 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○ 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○ 緊急物資

特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

○ 个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定(地方)公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○ 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○ 特定接種

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 特定物資

特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ まん延防止等重点措置

特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。